

## 松江市雇用対策及び経営支援に係る信用保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に規定する創業者支援資金、小規模企業育成資金又は小規模企業特別資金を利用する松江市の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人が、島根県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に支払った当該融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を補給することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給の対象等)

第2条 補給金の名称、補給の目的、補給対象者、補給対象経費、補給金の額、補給上限額及び終期は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補給金の名称	松江市雇用対策及び経営支援に係る信用保証料補給金
補給の目的	雇用の創出、維持、拡大と産業の活性化を図っていくため、創業期の企業に対し円滑な創業及び事業活動を支援すること又は市内小規模企業者に対し経営の安定化を図れるよう支援することを目的とする。
補給対象者	次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 創業者支援資金 創業者支援資金を利用し、保証料を支払った者であって、松江市で事業を開始する計画を有するもの又は松江市に事業所若しくは住所を有するもの（市税を滞納していない者に限る。） (2) 小規模企業育成資金又は小規模企業特別資金 小規模企業育成資金又は小規模企業特別資金を利用し、保証料を支払った者であって、松江市に主たる事業所又は住所を有するもの（市税を滞納していない者に限る。）
補給対象経費	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに支払った保証料の全額（分割払の場合は、初回分の支払金額のみ）とする。ただし、責任共有制度対象のものにあつては0.95パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあつては1.1パーセント以下の部分を対象とする。
補給金の額	次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 創業者支援資金 補給対象経費の3分の1の額（1,000円未満切捨て） (2) 小規模企業育成資金又は小規模企業特別資金 資金の使途が設備又は設備及び運転の場合は補給対象経費の3分の1の額（1,000円未満切捨て）、運転の場合は補給対象経費の6分の1の額（1,000円未満切捨て）
補給上限額	次に掲げる資金使途の区分に応じ、当該各号に定める額を上限額とする。 (1) 設備又は設備及び運転 30万円 (2) 運転 10万円

終期	令和 9 年 3 月 31 日
----	-----------------

(補給金の交付申請)

第 3 条 補給金の交付の申請をしようとするときは、規則第 4 条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証協会が発行した信用保証料受入証明書
- (2) 松江市の市税に未納のない証明

2 補給金の交付の申請は、次の各号に掲げる保証料の支払日の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 令和 8 年 5 月 31 日
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 令和 9 年 3 月 31 日

(補給金の返還)

第 4 条 補給金の交付を受けた者が、早期完済（他の資金への借換えの場合等を含む。）により、当初の補給対象経費に変更が生じた場合は、当該変更に係る部分に関し、既に交付された補給金を返還しなければならない。

(着手届及び完了届)

第 5 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。